香川県広域水道企業団条例第5号

香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例 香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例(平成30年香川県広域水道企業団条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術

上の実務に従事した経験を有するものであること。

改正後	改正前
(布設工事監督者の資格) 第3条 略 (1)~(7) 略 (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)~(7) 略 (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次
試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業	│ 試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業

用水道又は水道環境を選択したものに限る。) であって、1年以上水道

に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条第8号の規定は、この条例の施行の日以後に行われる技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者について適用し、同日前に行われた同項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者については、なお従前の例による。